

【書評】

戦争倫理学の手引き

——眞嶋俊造著『正しい戦争はあるのか——戦争倫理学入門』大隈書店、
304頁、2016年3月、2,800円＋税、ISBN 978-4-905328-15-5

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程

福原 正人

1. はじめに

本稿は、眞嶋俊造著『正しい戦争はあるのか——戦争倫理学入門』（以下では、本書と表記する）の書評論文である¹。本書は、「正しい戦争はあるのか」という道徳的問いを出発点に、戦争の悪性を前にして思考停止することなく、戦争が「正・不正」といった価値判断の対象となることを直視するよう誘う意欲的な入門書である。我が国では、とりわけ第二次世界大戦以降、戦争を学術的な議論の俎上に載せることすら忌避される風潮があった。しかし、戦争倫理学は、

¹ 本稿の背景を説明しておきたい。評者は、我が国では戦争をめぐる規範的議論が十分に検討されてきたとは言い難いと考えている。例えば、アメリカの知識人たちがアフガニスタン・イラク戦争の正当性を説明する言説として正戦論に訴えて以降、こうした理論の存在が広く認知され、また批判的な検討も行われてきたことは間違いない（e.g. 小林編 2003; 加藤 2003; 山内編 2006）。しかし、これから論じるように、英米学界における戦争倫理学は、政治哲学・応用倫理学で主流である（概念）分析的な手法が導入されることで、思想史として正戦論に言及する歴史研究から独立し、近年ではきわめて急速に論文刊行が進んでいる分野となっている。むろん、これまでの戦争倫理学や隣接するグローバルな正義論を念頭においた正戦論の国内先行研究も存在するが、まだ部分的な参照・検討に留まっているように思われる（e.g. 伊勢田 2006; 井上 2012: ch.5; 松元 2011a; 2013; 2015; 2016）。よって本稿は、書評論文という体裁をとりながらも、最新の論争状況を図式的に概観した上で、評者が参照・検討に値すると思う文献のごく一部を紙幅が許す限り挙示している。また、こうした背景から、本書に対する問題提起は、評者が図式化する論争状況に当てはめることで展開されるという点において、書評としては些か外在的であることを断っておきたい。つまり、本稿の目的は、本書のみならず、戦争倫理学それ自体への簡単な手引きを提示することである。なお、評者は、戦争倫理学に関する英語文献の入門書としては（Frowe 2011）が手に取りやすいと考えている。

近年英米学界における政治哲学または応用倫理学といった学問領域で最も注目される分野の一つと言っても過言ではない。このことは、英米諸国が戦争の当事者であることからその道徳的検討が不可欠であるという現場の要請だけでなく、哲学者や倫理学者がときに社会的タブーにさえも切り込み自らの支持する直観や原理の射程を余すこと無く広げようとする知的誠実さに由来する。よって、我が国でも戦争倫理学に関する網羅的な入門書が出版されたことは歓迎されるべきことである。以下では、本書の構成を簡単に説明した上で、本書が提案する「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」の方法論的な背景・意義を明らかにする。そして、本書が（入門書という位置づけにより）必ずしも言及していない戦争倫理学の最新の論争状況を概観した上で、それに則して本書の内容に二点ほど問題提起をしてみたい。

2. 本書の構成

本書の構成は、序章の最後でまとめられている (p.20)²。ここでは、それに則して説明することにしたい。第一章は、本書が定義する戦争 (p.29) を倫理的なアプローチで捉える基本的な考え方が説明される。こうしたアプローチの方法論的意義は後述するが、一言で言えば「トロツク問題」に代表される思考実験により、事実・価値判断で考慮される直観や原理をあぶり出すことである。第二章は、戦争に対する倫理学上の立場として正戦論、現実主義、平和主義が説明された上で、正戦論が武力行使の制限・抑制のために最も有効であると論じられる。このとき、著者の関心はキリスト教に端を発しながらも世俗化された「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」であると表明される (p.88)。第三章では、正戦論の枠組みを構成する原則、いわゆる「戦争 (へ) の正義 (jus ad bellum)」と「戦争における正義 (jus in bello)」が概観される。なお、前者は開戦主体の意思決定を統制する開戦法規、後者は交戦主体の意思決定を統制する交戦法規に該当する。第四章では、正戦論の歴史的展開とともに

² 以下、本文中に表記される頁数は本書の頁数である。

に、その実践的な射程が検討される。これら二つの章の特徴として、国際法学や平和学で注目される「戦後の正義 (jus post bellum)」(pp.158-172) と、正戦論の使い方・使われ方として価値判断のための共通の道德言説という意義 (pp.173-193) に大きく頁が割かれる点に注目されたい。とりわけ後者は、本書に通底する主張、つまり正戦論の理論的含意は、特定の戦争に関する価値判断を収斂させることではなく、われわれが価値判断に関する議論や対話を継続させることで「より正しい判断」に近づくための批判的土台を提供するという点に大きく共鳴する箇所である (pp.18,177-183,293-296)³。第五章では、戦争倫理学の実践として科学技術と戦争、軍事専門職倫理、拷問、テロリズム、原爆投下、アメリカによる対日軍事占領、赤十字国際委員会といった七つの先鋭的なテーマが検討される。これまでの整理を前提にした上で、場合によっては論争を巻き起こす可能性のある事例を扱っており、恐らく著者が普段から力を入れて取り組むテーマ群であると考えられる。

3. 「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」

さて、本書で言及される「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」は、一体何を意味するのだろうか。従来の正戦論研究とは、「思想史としての正戦論」、つまり西洋思想史の神学者・思想家の著作に当たることで、正戦論の神学的または思想的発展を解釈・評価することであった⁴。こうした思想史的な知見が現代的意義をもつ道德言説として認知され始めたのは、1960年代初頭アメリカのキリスト教神学者のあいだで核兵器・核戦争の道德的扱いをめぐる正戦論が持ち出されたことを契機とする。その後、60年代後半ベトナム戦争による徴兵制や市民的不服従に関する道德的問題に取り組んでいた道德・法・政治哲学者たちが、戦火が激しくなる過程で戦争犯罪や戦闘員・非戦闘員の区別に関心を

³ この点は恐らく大半の正戦論者の共通理解であるように思われるが、後述するM. ウォルツァーの正戦論は共同体の成員条件 (citizenship) に由来する政治的責務と関連することでとりわけ強調される (Walzer 1977; cf. 福原 2012)。

⁴ こうした正戦論研究は膨大な蓄積があるが紙幅の問題から列挙しない。

抱くようになることで、正戦論はより哲学的な話題として広く浸透してゆく⁵。そして、戦争倫理学における近年の活況は、こうした当時の気運のなかで執筆された M. ウォルツァーの著『正しい戦争と不正な戦争 (*Just and Unjust Wars*)』(1977 年) に対する批判を発端にすると考えてよい。ウォルツァー正戦論への批判は、大まかに言うと、「戦争(へ)の正義」で前提になる国家(政治共同体) 観に向けられた政治哲学よりの批判と、「戦争における正義」で擁護される戦闘員と非戦闘員の道徳的責任に向けられた倫理学よりの批判に分類できる⁶。ただし、「歴史的例証を伴う道徳的議論 (a moral argument with historical illustrations)」という副題が示すように、ウォルツァーは決疑論 (casuistry) といった個別事例を出発点とする思考様式を採用した一方で、これら二つの批判は概念分析や思考実験といった「(分析) 哲学」に特有な抽象度の高い思考様式を採用する傾向にあった。むろん、こうした分析的な手法はすでに正義論に代表される政治哲学や応用倫理学における主流派の方法論であったが、とりわけウォルツァー批判の主要文献となる D. ロディン『戦争と自衛 (*War and Self-Defense*)』(2002 年)、J. マクマハン『戦争における殺害 (*Killing in War*)』(2009 年) が出揃い始める 2000 年代以降、「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」は、前述のような「思想史としての正戦論」とは自覚的に区別されることで、戦争倫理学または分析的な正戦論 (analytical just war theory) として確立してゆく。本書は、入門書という位置づけから思想史的な知見にも目配りされているが、第一章における倫理的なアプローチへの言及

⁵ 当時の時代状況について (Forrester 2014: 779-786, 795) を参照。なお、代表的な文献として、*Philosophy and Public Affairs* 創刊号と第二号における論争 (Brandt 1972; Hare 1972; Nagel 1972; Walzer 1971; Wasserstrom 1971) を参照のこと。とりわけ R. ブラント、R. ヘアと T. ネーゲルのあいだの論争に関しては (伊勢田 2006) を参照のこと。

⁶ 厳密に言えば、「戦争(へ)の正義」と「戦争における正義」のあいだの関係が問題となるので、二つの批判はそれほど排他的でない。前者として (Beitz 1979a; Doppelt 1978; Luban 1980; Wasserstrom 1978)、後者として (Holmes 1989; McMahan 1994; Norman 1995) を参照。とりわけ前者は、人道的介入論に関連することで、グローバルな正義論におけるコスモポリタニズムの問題意識として引き継がれる (e.g. Beitz 1979b; Caney 2006; Moellendorf 2002)。

からも明らかなように「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」はこうした方法論的な背景を伴った提案と理解できるだろう。

では、こうした方法論の確立は正戦論に何をもたらしたと考えられるのか。端的に言えば、分析的な手法による政治哲学や応用倫理学の強みである事実や規範の厳密な概念区別に基づく論理的再構成により、正しい戦争の概念的可能性の探求が可能になったと言える⁷。例えば著者は、本書あとがきにおいて「ユニコーン」の類推を用いて、こうした正しい戦争の概念的可能性をおよそ以下のように分節化している (pp.292-293)⁸。

- ・「正しい戦争」は理念型として存在する
- ・「正しい戦争」という考えは道徳言説として共有可能である
- ・「正しい戦争」という考えに基づき議論することで上記の理念型に近づく
- ・「正しい戦争」が現実に存在するかは留保する

ここでは、こうした分節化に基本的に同意した上で、正しい戦争の概念的可能性の追求が備える利点を(私見ではあるが)以下三点ほど挙げておきたい。第一に、正戦論の概念的明晰性を高める。厳密な概念区別に基づく論理的再構成は、歴史家が思想史的な知見をあたかも規範的主張のように扱うことで発生していた解釈の混乱を避け、戦争の「あるべき姿」をより厳密に描くことができる⁹。とりわけ思想史的な知見が混在する従来の正戦論研究は、これまで国際倫理のなかで若干「浮いた」分野であったが、近年では分析的な手法に基づき「グ

⁷ 分析的政治哲学の方法論に関して(井上 2014:16-20)を参照。

⁸ 以下の整理は、著者の文意をくみ取った上で表現を変えている点を断っておく。なお評者が考えるに、本書における最大の学術的貢献はこうした戦争倫理学の方法論的立場を分節化したことにある。

⁹ これは「思想史としての正戦論」の学術的意義を貶めるものではない。ただし、特定の戦争を同じ正戦論の枠組みで評価しながら、論者により正・不正の価値判断が全く異なる背景には、特定の戦争に対する事実判断以上に、価値判断に必要な原理や概念に関する内容上の不一致が大きく影響している。例えば(Hurka 2005)は比例性が論者によって全く異なった内容を持っていることを指摘している。

ローバルな正義論」の一部と位置づけられた上で、国際倫理として体系的な検討が進んでおり、例えば C. フェアブル『コスモポリタンの戦争 (*Cosmopolitan War*)』(2012 年) が主要文献のひとつとして挙げられるだろう¹⁰。第二に、正戦論の理論的応用性を高める。抽象的な思考様式による論理的再構成は、既存の社会的・制度的状況と一定の距離をもって探究される場合に、人道的介入や生存戦争 (subsistence wars)、テロリズム、暗殺、傭兵 (民間軍事会社)、軍事・科学技術の利用といった従来の正戦論研究がその射程にしづらかったテーマに関する道徳的議論を可能にする¹¹。第三に、正戦論の規範的妥当性を高める。というのも、「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」は、必ずしも過去の戦争から戦争の「あるべき姿」を帰納的に描くわけではないことから、「あるべき姿」が現実存在するかといった実践的問題とは独立して再構成することが可能であるからである。ただし、とりわけ理論的応用性ならびに規範的妥当性に関しては、さらに検討されるべき課題が残されていることを問題提起として後述する。

むろん、これらの利点は、分析的な手法による「正しさ」の概念的探求は、既存の社会实践に対して一定の規範的意義を持ちうるといった独立した主張に依存したものである¹²。とはいえ、以上三点をもって、評者は「政治哲学または応用倫理学としての正戦論」が少なくとも「思想史としての正戦論」から独立した分野として承認されるべきであり、本書はそうした分野における我が国の

¹⁰ 脚注 6 で挙示したように、ウォルツァー正戦論批判はコスモポリタニズムの問題意識として引き継がれるわけだが、近年はフェアブルのように正戦論はより自覚的にグローバルな正義論の一部として体系的に理解される傾向にある。例えば (Valentini 2016) を参照のこと。

¹¹ 上記の『コスモポリタンの戦争』序章では、G.A. コーエンによる分配的正義の方法論を好意的に参照した上で、正戦論が適用可能性とは独立した道徳的原理の集合として表明されるべき点が論じられる (Fabre 2012: 12-13)。むろんこうした事実感応的とは言えない方法論の是非は、政治哲学内部でも論争的である (Farrelly 2007)。実際にウォルツァーも、過度に抽象的な思考様式が正戦論研究を席卷することに不満があるようである (Walzer 2006; 2013)。

¹² こうした主張は、政治哲学・応用倫理学一般の方法論的問題に関連しており、ここではこれ以上立ち入らない。例えば、(Swift 2008) を参照のこと。

先駆的な貢献に位置づけられると考えている。

4. 問題提起

4.1 論争状況

次に、後述する問題提起の補助線となるように、戦争倫理学の最新の論争状況に関して見取り図を与えておきたい¹³。戦争倫理学は、二つの異なる次元において各々二つの立場が存在することで、大まかに言って、以下四つの立場に分類することができる。

実質的問題：

- (A1) 伝統主義 正戦論は既存の「戦争の法」を正当化する
- (A2) 修正主義 正戦論は修正された「戦争の道徳」を正当化する

方法論的問題：

- (B1) 還元主義 正戦論は個人の行為道徳に還元される
- (B2) 非還元主義 正戦論は個人の行為道徳に還元されない

実質的問題とは、正戦論の第一階の問題である。(A1) 伝統主義は、正戦論は19世紀以降の主権国家体制を念頭において戦時国際法に結実される既存の「戦争の法」を正当化すると主張する立場である。具体的に言えば、ウォルツァー正戦論のように、「戦争（へ）の正義」は、開戦理由として国家による自衛戦争と人道的介入のみを正当であるとみなし、「戦争における正義」は、戦闘員の道徳的平等性ならびに非戦闘員の攻撃免除性を要請する。(A2) 修正主義は、正戦論は既存の「戦争の法」を批判・修正することで深淵な道徳 (deep morality) を正当化すると主張する立場である。具体的に言えば、上記の開戦理由は必ずしも国家による自衛と介入に制限されるべきではなく、戦闘員と非戦闘員の区

¹³ 以下の整理は (Lazar 2016) を参照。なお、こうした最新の論争状況を念頭においた国内先行研究は、恐らく (松元 2015; 2016) だけである。

別は個人の道徳的責任から再定位されるべきである。

そして、実質的問題に関する議論が蓄積される過程で認知され始めたのが、方法論的問題、つまり正戦論の第二階の問題である。こうした問題は、哲学の一般の問題の変奏であり、「正義の（適用）場所（the site of justice）」をめぐる行為論・制度論や集合行為をめぐる個人主義・集団主義といった観点からも検討できるのだが、その一側面は次のように整理できる¹⁴。(B1)還元主義は、道徳原理の適用対象として平時と戦時を区別することで戦争を例外化するべきでない」と主張する立場である。よって、戦闘における敵戦闘員の殺害行為もまた、平時適用される対人関係における個人の行為道徳により正当化されるべきである。(B2)非還元主義は、道徳原理の適用対象として平時と戦時を区別することで戦争を例外化するべきであると主張する立場である。よって、戦闘における敵戦闘員の殺害行為は、個人の行為道徳とは独立した独自の道徳原理により正当化されるべきである。

実際のところ、前述したウォルツァー正戦論に対する初期批判者たちの論調は、(A2)修正主義と(B1)還元主義という組み合わせであり、この組み合わせはのちに戦争倫理学の主流派となる。こうした議論の最大公約数は、平時の自衛・他衛行為における他者殺害に関する権利分析を戦争に「応用」することで、既存の「戦争の法」を正当化してきた正戦論が、他者殺害の正当化・弁明理由からして批判・修正されるべきであるという点を論証している¹⁵。これに対して、ウォルツァー正戦論を再擁護する議論は、(A1)伝統主義と(B2)非還元主義という組み合わせをとることで、とりわけ国家間戦争に適用されるべき正戦論は、他者殺害の正当化・弁明理由に汲みつくされない独自の道徳性から既存

¹⁴ 以下の整理は (Lazar 2014: 12-14; cf. Parry 2015) を参照。

¹⁵ 平時における自衛行為や人工妊娠中絶といった実践的関心から精緻化されてきた殺害に関する権利分析として (e.g. Otsuka 1994; Thomson 1991) を参照のこと。初期批判者で (A2) 修正主義と (B1) 還元主義の組み合わせをとる文献として (Holmes 1989; Luban 1980; McMahan 1994; Norman 1995)、またそれ以降で同様の組み合わせをとる文献として (e.g. Arneson 2006; Fabre 2009; 2012; Frowe; 2014; McPherson 2004; McMahan 2009; Rodin 2002) を参照のこと。

の「戦争の法」が擁護されるべき点を論証している¹⁶。しかし近年では、(A1)伝統主義と(B1)還元主義、(A2)修正主義と(B2)非還元主義という組み合わせによる議論も存在する¹⁷。少々図式的ではあるが、およそ以上のような論争状況において正しい戦争の概念的可能性は探求されている。

4.2 「戦争の道徳」と「戦争の法」の関係

以下では、上記の見取り図に則して、本書の内容に二点ほど問題提起をしてみたい。第一の論点は、著者が「戦争の道徳」と「戦争の法」のあいだの関係をいかに捉えているかが、必ずしも判然としないという問題である。このことを明らかにするため、まずは著者の立場がいずれの組み合わせに位置づけられるかを考えてみたい。

むろん、本書はあくまでも入門書であることから著者の立場は必ずしも明らかではないが、一つの試金石が第五章における拷問と暗殺に関する道徳的議論を論じる上で展開される「正戦論の一般適用」という主張である (pp. 229-231)。それによれば、正戦論の基本的なロジックは、戦争の悪性を前提にしつつ理念型として「正しい戦争」を提示することで現実の戦争に対して批判的な距離をとるというものであり、こうしたロジックは戦争以外の暴力一般に適用可能である。これにより、あえて理念型として「正しい拷問」や「正しい暗殺」を提示することで、現実の拷問や暗殺に対して批判的な距離をとることができる。しかし、(B2)非還元主義からすれば、(たとえ形式的なロジックであっても)戦時に独自であるべき道徳原理を平時における拷問や暗殺に逆輸入することはカテゴリーミステイクに他ならない。よって、(B1)還元主義を採用することで、すべての暴力は戦時・平時を問わず対人関係における行為道徳により

¹⁶ (A1)伝統主義と(B2)非還元主義という組み合わせをとる文献として (e.g. Benbaji 2008; Dill & Shue 2012; Kutz 2005; Zohar 1993) を参照のこと。恐らく、(松元 2015) もここに該当すると考えられる。

¹⁷ (A1)伝統主義と(B1)還元主義という組み合わせをとる文献として (e.g. Emerton & Handfield 2009; Lazar 2015; Haque Forthcoming)、(A2)修正主義と(B2)非還元主義という組み合わせをとる文献として (e.g. Ryan Forthcoming) を参照のこと。

正当化されるべきであると考えることが、「正戦論の一般適用」という主張にとって自然である。また実際に著者は、拷問・暗殺の正当理由として「深刻かつ差し迫った大惨事を避けるという他者防衛」といった個人の行為道徳を挙げている (pp. 232-233)。

では、著者が方法論的問題として(B1)還元主義を採用していると仮定した場合に、実質的問題として(A1)伝統主義と(A2)修正主義のいずれを擁護していると考えられるのか。ここでは、考えられる二つの組み合わせを各々検討してみたい。

第一の組み合わせは、戦争倫理学における主流派である(A2)修正主義と(B1)還元主義である。この場合には、理念型としての「戦争の道徳」は既存の「戦争の法」を正当化できない以上、「戦争の道徳」と「戦争の法」が個人にとって異なる行為指針を示すことをどのように扱うべきかが問題になる。理論的に言えば、例えば G.A. コーエンによる「根本原理 (fundamental principles)」と「統制ルール (rule of regulations)」といった概念的区別を用いることで、既存の「戦争の法」と乖離した理念型としての「正しい戦争」を徹底することは可能である。むしろその場合でも、個人はいずれの行為指針に従うべきであるのかという実践的問題は残り続けるだろう¹⁸。

第二の組み合わせは、(A1)伝統主義と(B1)還元主義である。この場合には、理念型としての「戦争の道徳」は、既存の「戦争の法」を近似値として正当化することで、個人にとって異なる行為指針を示す可能性は低減すると考えられる。評者は、本書全体の筆致から推測して著者が依拠する「戦争の道徳」と「戦

¹⁸ この点は (Fabre 2009: 39; Otsuka 2011: 531; cf. Cohen 2008) を参照。ここでいう「根本原理」とは道徳的正当化において論証全体を支える基本原理である一方、「統制ルール」とは特定の社会的・歴史的条件下で実際に成立する規範である。つまり、「戦争の道徳」とは戦争正当化における基本原理である一方で、「戦争の法」は現実適用される規範である。これに関連して、この組み合わせの立場にある J. マクマハン は、現実適用される「戦争の法」は帰結主義的な観点から放棄されるべきでないとするが、二つが異なる行為指針を示した場合は「戦争の道徳」に従うべきであると論じている (McMahan 2010)。こうした問題に関する論文集として (Rodin & Shue 2008) が有益である。

争の法」のあいだの関係はこちらの組み合わせであると考え、その場合は次のような問題がある。つまり、「戦争の法」は、果たして「戦争の道徳」の近似値であるのかという第一の組み合わせからの批判に応答する必要がある。こうした批判の主戦場は、基本的には「戦争における正義」、つまり戦闘員と非戦闘員の道徳的責任に関する問題であるのだが、ここでは「戦争（へ）の正義」に関連して、本書第四章で言及される「過度の犠牲を強いる自衛戦争」について触れておきたい (pp.193-204)。例えば国連憲章 51 条に代表されるように、既存の「戦争の法」は国家が領土一体性や政治的独立といった国家主権への侵害に対して自衛権を行使することを許容している。しかしここで著者は、国家が過度に多数の人々に犠牲を強いることが予見される戦争をこうした主権防衛のために開戦することが道徳的に許容されるのかという問いを立てた上で、例えば「成功の見込み」や「比例性」を厳格適用した場合、正戦論は小国による自衛戦争を道徳的に制限する可能性があるという結論に達する (pp.202-203)¹⁹。つまり著者も、既存の「戦争の法」が「戦争の道徳」の近似値とは言えない場合があると考えている。

このように方法論的問題として(B1)還元主義を採用した場合に、既存の「戦争の法」は果たして「戦争の道徳」の近似値であるのか、そして仮にそうでないならば、個人はいずれの行為指針に従うべきなのかをより厳密に探求する必要があるだろう。

4.3 「戦争の道徳」と現実の戦争の関係

第二の論点は、著者が「戦争の道徳」と現実の戦争のあいだの関係をいかに捉えているのかという問題である。より具体的に言うと、著者は理念型として

¹⁹ これに関連して「政治的侵略 (the political aggression)」や「流血なき侵攻 (the bloodless invasion)」と呼ばれる政治的利益のみが脅かされる侵略行為を想定することで行われる還元主義批判がある (Lazar 2014; cf. Norman 1995: 128; Rodin 2002: 131-138)。それによれば、還元主義は国家による自衛行為の主要を占める主権防衛を正当化できない。これについては別稿で詳細に検討する予定であるが、関連する論文集として (Fabre & Lazar 2014) が有益である。

の「正しい戦争」が現実に存在すると考えているのか。この点に関して著者は、以下のように述べることで比較的明晰に立場を明らかにしている（p.189）。

たしかに、「正しい戦争」が現実に存在するのかという問いに答えることは難しいが、少なくとも理念的に——「一定の条件が満たされる場合」において——「正しい戦争」は存在するだろうし、「正しい戦争」の理念型を確保することが正戦論の一つの役割である。つまり、「正しい戦争」という概念は、戦争がなくなる現代において、やむにやまれぬ状況での道徳的に許容される武力行使と考えることができる。

このように著者は、正戦論のロジック、つまり暴力の悪性を前提にしつつ理念型として「正しい暴力」を提示することで、現実の暴力に対して批判的な距離をとるという主張が、結果として大多数の暴力は不正であって道徳的に許容されないという平和主義的な立場を生み出すと考えているようである。またこうした推論は、戦争以外の拷問や暗殺でも一貫して適用されている（pp. 238, 255-256）²⁰。要するに著者は、理念型としての「正しさ」は、ほぼすべての戦争・拷問・暗殺を正当化しないと考えている。

こうした推論は、正戦論の厳格適用により付随的に平和主義を支持できると主張する「付随平和主義（contingent pacifism）」と呼ばれる立場に通じるところがある²¹。平和主義は、殺害の悪性という道徳原理から戦争を禁止する立場であり、こうした原理を最も厳格に重んじる立場は絶対平和主義（absolute pacifism）と呼ばれる。さらに、こうした原理の対象を道徳的に無辜である人、つまり非戦闘員に限定した上で、非戦闘員を殺害しない戦争は実際には実現できないことから（その概念的許容性は存在するが）戦争を禁止する立場は条件

²⁰ 著者の他の文献における類似した記述として（眞嶋 2010: 131-133）を参照。

²¹ 以下の整理は（Bazargan 2014）を参照。本書の平和主義の整理とは微妙にターム使いが異なることを断っておく。なお、ここで想定する「付随平和主義」論者として（May 2011; 2012）を参照のこと。

平和主義 (conditional pacifism) と呼ばれる。これらの立場に共通する特徴は、原理の義務論的遵守を要請することですべての戦争を禁止する点にある。一方で「付随平和主義」は、こうした義務論的遵守が絶対ではなく、とりわけ正戦論における比例性といった条件をもって緩まることを認める点で絶対・条件平和主義と異なる²²。つまり、比例性の厳格適用に付随する平和主義は、わずかながらも戦争が選択的に正当化される余地を残す点で限りなく正戦論に近づく一方、ほぼすべての戦争は正当化されないとすることで、戦争が国家の一般的な政策手段としては認められるべきでない²³と主張する点で平和主義の範疇にとどまろうとする。

こうした「付随平和主義」の論理構造は、以下のように整理できる。

比例性に基づく付随平和主義 (proportionality-based contingent pacifism) :

PCP1 戦争は達成される善が引き起こる悪と釣り合う場合にのみ道徳的に正当化される

PCP2 ほぼすべての戦争は達成される正当理由が引き起こる無辜の殺害と釣り合わない

PCP3 よって、ほぼすべての戦争は道徳的に正当化されない

このように「付随平和主義」は、平和主義者が望む結論を支持するため正戦論に含まれる原理を適用する点において平和主義と正戦論のあいだの断絶を架橋する「パシフィスト的正戦論」または「正戦的パシフィスト」と呼ばれる²³。

確かに、近代戦争が非戦闘員の巻き込み被害を不可避とすることは、付随平和主義者でなくとも十分に同意できる。しかしながら、こうした平和主義者が主張する PCP2 は、果たして正戦論者にとって説得的な主張と言えるのだろうか。ここで、PCP2 を生み出す殺害の悪性をより哲学的に洗練した形で言い換

²² 正当理由の認知的困難に基づく付随的平和主義 (epistemic-based contingent pacifism) もあるが、ここでは扱わないことにする。

²³ こうした立場として (松元 2011b) を参照のこと。

えると、道徳的に無辜である人の殺害を禁止する主体中心的な制約 (the agent-centered restriction) である。しかし、こうした非戦闘員に関する制約が絶対・条件平和主義のように義務論的遵守を要請する場合、例えば百万人の非戦闘員への不正な攻撃から防衛するために僅か数人の非戦闘員を巻き込む自衛戦争さえも正当化されないといった直観的でない帰結がたびたび生み出される。よって、実際に PCP2 を支えるべき原理は「重み付けされた主体中心的な制約 (the weighted agent-centered restriction)」と呼べるようなものである。そして、付随平和主義者が、とりわけ正戦論者に対して PCP2 を説得的な主張として提示するためには、こうした制約が PCP1、つまり比例性を満たさないほどに強く重み付けされるべき積極的な議論がなければならない²⁴。例えば著者は、前述のような自衛戦争の主要事例となる主権防衛に関連して、「過度の犠牲を強いる自衛戦争」は比例性を厳格適用した場合には正当化されない可能性があるとして主張していた。しかしここでの問題は、とりわけ正戦論者にとって、上記の非戦闘員に関する制約が自衛戦争により達成される正当理由と比較してどの程度まで重み付けされるべきかという議論ぬきには、(さらに踏み込んだ) ほぼすべての自衛戦争が比例性を満たさないという比較的強い規範的主張に納得できない可能性があるということである。

むろん、こうした疑念に対する著者の応答は、次のようなものであろう。正戦論という道徳言説は、現実に対してフレキシブルに解釈・適用することで「より正しい判断」を目指すべきものであって、原理的にくみ尽くされる道徳的議論ではない (pp.119-120, 129-131)。評者はこうした主張にまったく同意できないわけではないのだが、そうであるならば、とりわけ戦争以外の拷問や暗殺に関する正しい理念型を構築したとしても、実際にはほぼすべての拷問や暗殺は正当化されないという著者の見立ては現状のところ甘いように感じられる。というのも、ほぼすべての戦争は実際に正当化されないという主張同様に、ほぼすべての拷問や暗殺は実際に正当化されないという主張は、これらの暴力に

²⁴ この点に関しては (Bazargan 2014: 4) を参照。

より達成される善と比較して引き起こる悪に関わる制約はどの程度まで重み付けされるべきかに関する積極的な議論を備えて初めて説得的となるからである²⁵。

5. 終わりに

以上、本書では十分に議論されているとは言い難い点として、正戦論と既存の国際法との関係、正戦論と現実の戦争との関係について問題提起をした。むしろ、これらは正しい戦争の概念的可能性の探求が引き受けざるをえない(理論の)適用問題を含んでおり、その応答責任の一端は評者自身が担うべきであろう。

※田畑真一氏(早稲田大学)ならびに匿名の査読者にお礼申し上げます。

(参考文献)

- Arneson, Richard (2006) "Just Warfare Theory and Noncombatant Immunity" *Cornell International Law Journal* 39 (3) : 663-688
- Bazargan, Saba (2014) "Varieties of Contingent Pacifism in War" in Frowe, Helen & Gerald Lang (eds.) *How We Fight: ethics in war*, Oxford: Oxford University Press.
- Beitz, Charles (1979 a) "Bounded Morality: Justice and the State in the World Politics" *International Organization* 33 (3) : 405-424
- (1979 b) *Political Theory and International Relations*, Princeton: Princeton University Press (進藤榮一訳『国際秩序と正義』岩波書店)
- Benbaji, Yitzhak. (2008) "A Defense of the Traditional War Convention" *Ethics* 118 (3) : 464-95
- Brandt, Richard (1972) "Utilitarianism and the Rules of War" *Philosophy & Public*

²⁵ とりわけ拷問や暗殺の対象となる個人もまた放棄できない道徳的権利 (inalienable right) の保持者ではあるが、先行する不正義により道徳的地位が格下げされている以上、拷問や暗殺により達成される正当理由が優先される可能性がある。なお、暫定的ではあるが、評者は拷問や暗殺を厳密な意味での正義問題として扱うことに若干の違和感がある。ここではこの点を十分に展開することができないが、例えば評者はM. ウォルツァーによる「汚れた手 (dirty hands)」の議論を想起している。

- Affairs* 1 (2) : 145-165
- Caney, Simon (2006) *Justice Beyond Borders: a global political theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Cohen, Gerald (2008) *Rescuing Justice and Equality*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Dill, Janina & Shue, Henry (2012) "Limiting the Killing in War: Military Necessity and the St. Petersburg Assumption" *Ethics & International Affairs* 26 (3) : 311-333
- Doppelt, Gerald (1978) "Walzer' s Theory of Morality in International Relations" *Philosophy & Public Affairs* 8 (1) : 3-26
- Emerton, Patrick & Handfield, Tody (2009) "Order and Affray: Defensive Privileges in Warfare" *Philosophy & Public Affairs* 37 (4) : 382-414
- Fabre, Cécile (2009) "Guns, Food, and Liability to Attack in War" *Ethics* 120 (1) : 36-63
- (2012) *Cosmopolitan War*, Oxford: Oxford University Press.
- Fabre, Cécile & Lazar, Seth (2014) *The Morality of Defensive War*, Oxford: Oxford University Press.
- Farrelly, Colin (2007) "Justice in Ideal Theory: a Refutation" *Political Studies* 55 (4) : 844-864
- Forrester, Katrina (2014) "Citizenship, War, and the Origins of International Ethics in American Political Philosophy, 1960–1975" *The Historical Journal* 57 (03) : 773-801
- Frowe, Helen (2011) *The Ethics of War and Peace: an introduction*, London: Routledge.
- (2014) *Defensive Killing*, Oxford: Oxford University Press.
- Frowe, Helen & Gerald Lang (2014) *How We Fight: ethics in war*, Oxford: Oxford University Press.
- Haque, Adil. (Forthcoming) *Law and Morality in War*, Oxford: Oxford University Press.
- Hare, Richard (1972) "Rules of War and Moral Reasoning" *Philosophy & Public Affairs* 1 (2) : 166-181
- Holmes, Robert (1989) *On War and Morality*, Princeton: Princeton University

- Press.
- Hurka, Thomas (2005) "Proportionality in the Morality of War" *Philosophy & Public Affairs* 33 (1) : 34-66
- Kutz, Christopher (2005) "The Difference Uniforms Make: Collective Violence in Criminal Law and War" *Philosophy & Public Affairs* 33 (2) : 148-180
- Lazar, Seth (2014) "National Defence, Self-Defence, and the Problem of Political Aggression" in Fabre, Cécile & Lazar, Seth (eds.) *The Morality of Defensive War*, Oxford: Oxford University Press.
- (2015) *Sparing Civilians*, Oxford: Oxford University Press.
- (2016) "War" in *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2016 Edition) , Edward N. Zalta (ed.) <https://plato.stanford.edu/entries/war/> (December 10, 2016)
- Lazar, Seth & Frowe, Helen (Forthcoming) *Oxford Handbook of Ethics of War*, New York: Oxford University Press.
- Luban, David (1980) "Just War and Human Rights" *Philosophy & Public Affairs* 9 (2) : 160-181
- May, Larry (2011) "Contingent Pacifism and the Moral Risks of Participating in War" *Public Affairs Quarterly* 25 (2) : 95-111
- (2012) "Contingent Pacifism and Selective Refusal" *Journal of Social Philosophy* 43 (1) : 1-18
- McMahan, Jeff (1994) "Innocence, Self-Defense and Killing in War" *Journal of Political Philosophy* 2 (3) : 193-221
- (2009) *Killing in War*, Oxford: Clarendon Press.
- (2010) "Laws of War" in Besson, Samantha & Tasioulas, John (eds.) *The Philosophy of International Law*, Oxford: Oxford University Press.
- McPherson, Lionel (2004) "Innocence and Responsibility in War" *Canadian Journal of Philosophy* 34 (4) : 485-506
- Moellendorf, Darrel (2002) *Cosmopolitan Justice*, Boulder: Westview Press.
- Nagel, Thomas (1972) "War and Massacre" *Philosophy & Public Affairs* 1 (2) : 123-144
- Norman, Richard (1995) *Ethics, Killing and War*, New York: Cambridge University Press.

- Otsuka, Michael (1994) "Killing the innocent in Self-Defense" *Philosophy & Public Affairs* 23 (1) : 74-94
- (2011) "Licensed to Kill" *Analysis* 71 (3) : 523-532
- Parry, Jonathan (2015) "Community, Liability, and Just Conduct in War" *Philosophical Studies* 172 (2) : 3313-3333
- Rodin, David (2002) *War and Self-Defense*, Oxford: Oxford University Press.
- Rodin, David & Shue, Henry (2008) *Just and Unjust Warriors: the Moral and Legal Status of Soldiers*, Oxford: Oxford University Press.
- Ryan, Cheyney (forthcoming) "Pacifism" in Lazar, Seth & Frowe, Helen (eds.) *Oxford Handbook of Ethics of War*, New York: Oxford University Press.
- Swift, Adam (2008) "The Value of Philosophy in Nonideal Circumstances" *Social Theory and Practice* 34 (3) : 363-387
- Thomson, Judith (1991) "Self-Defense" *Philosophy & Public Affairs* 20 (4) : 283-310
- Valentini, Laura. (2016) "Just War and Global Justice" in Held, David & Maffettone, Pietro (eds.) *Global Political Theory*, Malden: Polity.
- Walzer, Michael (1971) "World War II: Why Was This War Different?" *Philosophy & Public Affairs* 1 (1) : 3-21
- (1977) *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, New York: Basic Books (萩原能久監訳『正しい戦争と不正な戦争』風行社)
- (2006) "Response to Jeff McMahan" *Philosophia* 34 (1) : 19-21
- (2013) "The Political Theory License" *Annual Review of Political Science* 16 (1) : 1-9
- Wasserstrom, Richard. (1971) "The Relevance of Nuremberg" *Philosophy & Public Affairs* 1 (1) : 22-46
- (1978) "Review of Michael Walzer' s Just War and Unjust War: A Moral Argument with Historical Illustrations" *Harvard Law Review* 92 (2) : 536-545
- Zohar, Noam (1993) "Collective War and Individualistic Ethics: Against the Conscriptioin of 'Self-Defense'" *Political Theory* 21 (4) : 606-622
- 伊勢田哲治 (2006) 「戦争倫理学における功利主義的思考——現代功利主義からの議論の検討」『応用倫理学研究』3 : 1-17

- 井上彰 (2014) 「分析的政治哲学の方法とその擁護」井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社、15-45
- 井上達夫 (2012) 『世界正義論』筑摩選書
- 加藤尚武 (2003) 『戦争倫理学』ちくま新書
- 小林正弥編 (2003) 『戦争批判の公共哲学——「反テロ」世界戦争における法と政治』勁草書房
- 福原正人 (2012) 「「リベラルな戦争」という構想——ウォルツァー正戦論の批判的検討を通して」『政治思想研究』12: 371-405
- 眞嶋俊造 (2010) 『民間人保護の倫理——戦争における道徳の探求』北海道大学出版会
- (2016) 『正しい戦争はあるのか? ——戦争倫理学入門』大隈書店
- 松元雅和 (2011a) 「ダブル・エフェクトの原理——正戦論における適用とその問題」『倫理学年報』60: 145-159
- (2011b) 「正しい戦争とパシフィズム」杉田敦『守る——境界線とセキュリティの政治学』風行社、227-250
- (2013) 『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中公新書
- (2015) 「兵士の道徳的平等性に関する一考察」『法と哲学』1: 103-132
- (2016) 「カタストロフィとしての戦争——正戦論における比例性原理の検討」『立命館言語文化研究』28 (1): 151-169
- 山内進編 (2006) 『「正しい戦争」という思想』勁草書房

(ふくはら・まさと)

(2017年2月24日受理)